

明治三十九年法律第三十四号

明治三十九年法律第三十四号（国債ニ関スル法律）

第一条 国債ノ発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ元金償還、利子仕

前項ノ国債ニ関スル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第二條 国債ニ対シテハ無記名証券ヲ發行ス

第二條ノ二 財務大臣ノ定ムル国債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場合ヲ除クノ外之ヲ他人ニ譲渡

第三條 登録国債ヲ移転シ又ハ登録国債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレ

第四條 相続、遺贈及強制執行ノ場合ヲ除クノ外權利ノ移転ニ因ル国債ノ登録ハ其ノ利子仕払期前

第五條 記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルトキハ其ノ記名者ヨリ直ニ之ヲ所管取扱

第六條 無記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ証券又ハ利札ノ持参人力償還

第七條 無記名国債証券ニ対シ元金ノ償還スル場合ニ於テ其ノ証券ニ附属スル利札中欠缺セルモノ

第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条ノ十一（同法第五百二十条ノ十八（同

第九條 国債ノ消滅時効ハ其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ、元金ニ在リテハ十箇年、利子ニ

附則 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

新舊公債証券發行條例ニ依ル旧公債ノ賦金ニハ本法中利子ノ規定ヲ、賦札ニハ本法中利札ノ規

定ヲ準用ス

国債ニ関スル現行法令中本法ノ規定ニ抵触スルモノハ其ノ効力ヲ失フ但シ時効ニ関スル規定ハ

此ノ限ニ在ラス

附則（大正一〇年四月八日法律第四号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大蔵省証券條例ハ之ヲ廢止ス

附則（昭和一四年四月一日法律第六〇号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一八年一月一〇日法律第一二二号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二九年五月二二日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年一月一九日法律第四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年二月二二日法律第一六〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年六月二二日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一項を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二九年六月二二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。